

2025（令和 7）年度

監 事 監 査 報 告 書

監査報告書

2026（令和8）年6月20日

学校法人 北陸学院
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 北陸学院

監事 石野 晴紀



監事 石橋 勇一



私たち監事は、私立学校法第52条第1号に基づき、学校法人北陸学院の2025（令和7）年度（2025（令和7）年4月1日から2026（令和8）年3月31日まで）に係る学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務執行の状況について監査を行いました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及び内容

私たち監事は、理事会及び評議員会に出席し、理事及び事務局長等からその職務執行の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査人から監査計画、監査実施状況、監査結果及び会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

2. 監査の結果

（1）事業報告書等の監査結果

- ① 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、学校法人の状況を適正に示しているものと認めます。
- ② 理事の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 学校法人の業務の適正を確保するための体制に関する決議の内容は相当であると認めます。

（2）財産目録及び計算書類等の監査結果

会計監査人公認会計士越田利弥の監査の方法及び結果は相当であると認めます。また、会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制についても指摘すべき事項はありません。

以 上